

学校図書館を いっしょに 考えてみませんか？

栃木子どもの本連絡会の学校図書館を考えるプロジェクトでは、平成13年8月発行の「学校図書館を、いっしょに 考えてみませんか？」以来、学校図書館のあるべき姿やボランティアとしてのかかわり方、読書活動推進計画、学校司書の配置問題、学校司書を導入しているところとしていないところの差など、いろいろな角度から11回のシリーズを組んで学校図書館を考えてきました。

近年、栃木県では学校図書館を支えるべき公立図書館に指定管理者制度導入が進み(p4参照)、他県からみてもその増加は突出しています。これで子どもの読書環境を本当に守ることができるのか？という大きな壁が立ちふさがってきたように感じられます。そこで、初心に帰り学校図書館のあるべき姿を考え直してみませんか。



では・・・「学校図書館とは？」



各学校にある図書室のことです。

そもそも、戦後の民主主義教育が始まった時、
学校図書館は“学校教育において欠くことのできない基礎的な設備である”

として、「学校には、学校図書館を設けなければならない」と

学校図書館法で定められたのです。

昭和28年のことでした。

古い話けど、
今でも生きているんだね!!!

難しいかどうか、
まず、一緒に考えようよ



これまた、随分と古い話・・・
なんだか、難しくありません???

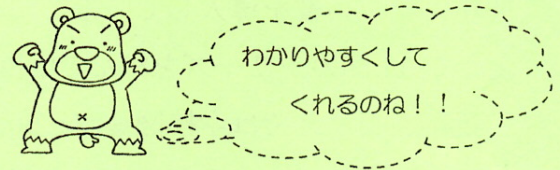
では、“学校図書館法”とは???? 学校図書館を顕著に物語る条文を抜粋してみました。

学校図書館法第4条

1. 図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること。
2. 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。 う〜ん、
3. 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示等を行うこと。 なんだか
4. 図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童又は生徒 難しい
に対し指導を行うこと。
5. 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。

??????????

では、これらの条文をちょっと、
かみくだいてみましょう！



1. 図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること。

図書館の資料とは、学校に通う子どもたち（児童又は生徒）とその子どもたちに教える先生方が必要とする本、雑誌、資料などです。学校図書館の特徴は授業で利用すべき参考資料を揃えておくべき点です。小学校は1年生から6年生まで幅広い年齢層に適応した資料が求められますし、中学校や高等学校では、より専門的に掘り下げた資料が求められるでしょう。近年、総合学習の導入によって、自分で考える学習がすすめられる中、子どもたちが学校図書館で過ごす時間も多くなっています。



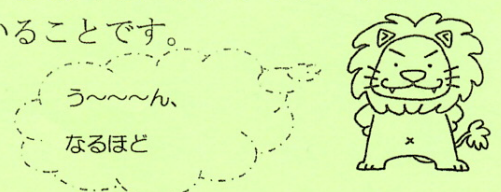
子どもたちの自由な読書のための本を供給するという役割もあります。子どもたちには、子どもの時にしか味わうことのできない本をたくさん読んでほしいと思います。最近では、地域によっては、安全面から子どもだけで公立図書館を利用することが難しくなっています。また、子どもをとりまく貧困の問題も無視できません。環境にかかわらず、すべての子どもが平等に利用機会を与えられている学校図書館の役割は増していると考えられませんか？



2. 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。



学校図書館は、児童や生徒にわかりやすいように各学校で工夫され配列されています。ですから、公立図書館の配架とは、少し違う面も出てきます。ポイントは、子どもたちにわかりやすいように、利用しやすいように工夫されていることです。



3. 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示等を行うこと。

これには、子どもたちに本を紹介するための読書会や研究会、子どもたちにいろいろなものに興味を持ってもらうための鑑賞会、映写会、季節の行事などの資料展示等があります。すべては、学校図書館を中心に行われることを謳っています。今、ボランティアの多くがかかわっている、学校でのおはなし会もこの中にはいるでしょう。



あら、私もかかわっているのね!

4. 図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童又は生徒に対し指導を行うこと。

学校に上がったばかりの子どもの中には、図書館の利用方法がわからない子もいるでしょう。ただ単に、本の借り方ではなくて、図書館には、どんな本があるか。膨大な本の中から、“あなた”が探している本は、どんなところにあるか。“あなた”を待っている本はどこにあるか、を教えてあげる必要があります。その要望は学年が上がるほど、複雑になっていくかもしれません。読書の導き手となる大人が必要だということです。



5. 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。

地域が連携し、子どもと先生のための図書館をバックアップしていくということです。と、ここまで、話を進めてきたとき、このような理念のもとに定められた学校図書館で“これらの業務を行っているのは、誰?”という疑問に行き当たりませんか? そのような人が、必要だと思いませんか?

それが“学校司書”です。

学校図書館法に定められた学校図書館としての機能を果たすためには、
各学校に1人、

いつも図書館にいてくれる司書の先生(学校司書)が必要です。
その人は、地域と連携し、学校のカリキュラムに通じ、先生をサポートし、
子どもたちの要望にもこたえていく人です。
キャリアの蓄積が必要とされるのです。

では、本当はどのようになっているのでしょうか?

あなたの地域の学校はどうなっていますか?

栃木子どもの本連絡会では、子どもの読書環境を守るために
大切な問題だと考えています。

→ 次号に続く・・・皆様のご意見、情報お待ちします。



「指定管理者制度導入」について考えてみましょう

平成 15 年「地方自治法」が改正され、「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」の考えのもと、公の施設などの運営を民間に任せる「指定管理者制度」の導入が始まりました。この目的は、多様化する住民のニーズに民間の能力を活かし、サービスの向上と経費削減を図ることです。結果として個人の知る権利を保障し、子どもたちの読書環境や、それを支える学校図書館と密接な関係を持つ公立図書館にも大きな影響を及ぼしています。

さて、制度導入によって、図書館はあるべき姿になるのでしょうか？
図書館の“真のサービス向上”とは、どのようなものなのでしょうか？

図書館には、資料の収集・整理・保存・提供、図書館利用の指導、そして、各機関との相互協力の役割があります。また、私たちの“知る権利”を保障する所でもあります。

図書館に求められていることは、単なる本の整理・貸出という事務能力だけではなく、時局に流されない資料を見極める力や、それを探す人と資料とを結び付ける知的能力です。それには、知識や経験の積み重ねがどうしても必要なのです。管理者が短期間で変わってしまうのでは、私たちが安定したサービスを受けることは難しくなりますし、個人情報や趣味嗜好などの漏れも懸念されます。管理者が変わる運営は、図書館に適しているとはいえません。

栃木県内には、県立 2 館、市立 37 館、町立 12 館の計 51 館の公立図書館、3 公民館図書室があります。平成 19 年の大平町立図書館（現 栃木市大平図書館）を皮切りに指定管理者制度の導入が加速し、下表のような状況になっています。全国でも群を抜くほどの導入率です。（全国導入率 8.83%、栃木県内導入率 51.85%）全国に目を向けると、導入を進める所、見送る所、導入を見直し直営に戻した所とさまざまです。

あなたの身近な図書館の状況はいかがですか？本当の意味で、利用者のための図書館になっていますか？

指定管理者制度の導入年度状況 (H25 年 4 月現在)

《総務省 HP、各市町 HP ほか 参照》

栃木県立図書館		日光市立今市図書館	H24	下野市立南河内図書館	
栃木県立足利図書館		日光市立日光図書館	H24	下野市立石橋図書館	H25
宇都宮市立中央図書館		日光市立藤原図書館	H24	下野市立国分寺図書館	H25
宇都宮市立東図書館		小山市立中央図書館		上三川町立図書館	H22
宇都宮市立南図書館	H23	小山分館		市貝町立図書館	H24
宇都宮市立上河内図書館		間々田分館		芳賀町立図書館	
宇都宮市立河内図書館	H26 予定	真岡市立図書館	H21	壬生町立図書館	
栃木市栃木図書館	H21	大田原市立大田原図書館	H22	野木町立図書館	
西方分館	H26 予定	大田原市立黒羽図書館	H22	塩谷町図書館	
栃木市大平図書館	H19	大田原市立湯津上庁舎図書室	H22	高根沢町図書館	H22
栃木市藤岡図書館	H26 予定	矢板市立図書館	H20	仁井田分館	H22
栃木市都賀図書館	H26 予定	那須塩原市西那須野図書館	H24	上高根沢分館	H22
佐野市立図書館	H25	那須塩原市黒磯図書館	H24	那須町立図書館	H21
佐野市立田沼図書館	H25	那須塩原市塩原図書館	H24	那珂川町馬頭図書館	H28 以降
佐野市立葛生図書館	H25	さくら市氏家図書館		那珂川町小川図書館	H28 以降
鹿沼市立図書館		さくら市喜連川図書館		益子町中央公民館	
東分館	H26 予定	那須烏山市立南那須図書館	H24	茂木町公民館（まちかど図書室）	H22
栗野館		那須烏山市立烏山図書館	H24	岩舟町中央公民館	

栃木県立図書館
栃木市立図書館
宇都宮市立図書館
下野市立図書館
那須塩原市立図書館
佐野市立図書館
鹿沼市立図書館
大田原市立図書館
矢板市立図書館
那須塩原市立図書館
さくら市立図書館
那須烏山市立図書館

栃木子どもの本連絡会「学校図書館を考える」プロジェクト